

ウ 広域避難（広域一時滞在）

調査の結果	説明図表番号
<p>（東日本大震災の教訓）</p> <p>防災基本計画（平成20年2月）において、被災都道府県は、被災者の避難、収容状況等に鑑み、被災都道府県の区域外への広域的な避難、収容が必要であると判断した場合には、避難収容関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）に広域避難収容に関する支援を要請するものとしてされ、避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁（国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁）、被災都道府県等は、緊急災害対策本部等が作成する計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施することとされていた。</p> <p>防災対策推進検討会議資料では、東日本大震災時の広域避難の教訓として、市町村や県を越える避難が必要となったが、そのような避難を想定した備えが十分ではなく、他の地方公共団体による避難者の受入れや広域避難者に対する支援の実施までに時間を要したことから、円滑な広域避難に資するため、都道府県が広域避難に関する指示・調整を行うことができる仕組みの確立を図ることが必要であるとされている。</p> <p>また、防災対策推進検討会議最終報告では、災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、各行政主体が具体的に避難先の想定、受入方法の検討、手順のマニュアル化等を実施すべきである等とされている。</p>	<p>図表2-(3)-ウ-①</p> <p>図表2-(3)-ウ-②</p> <p>図表2-(3)-ウ-③</p>
<p>（東日本大震災を踏まえた国の取組）</p> <p>平成24年6月の災害対策基本法の改正において、i) 市町村長は、被災住民について、同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があるときは、被災住民の受入れについて、当該他の市町村の市町村長に協議することができること、ii) 市町村長は、被災住民について、他の都道府県の区域における一時的な滞在（都道府県外広域一時滞在）の必要があるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該被災住民の受入れについて協議することを求め、都道府県知事は、被災住民の受入れについて、当該他の都道府県知事に協議すること、iii) 都道府県知事は、市町村長が実施する広域一時滞在の協議等を当該市町村長に代わって実施しなければならないこと、iv) 都道府県知事及び内閣総理大臣は、市町村長又は都道府県知事から求められた時は、広域一時滞在に関する事項について助言しなければならないことなど、広域避難に係る規定が追加された。</p> <p>当該改正を踏まえ、平成24年9月の防災基本計画の修正において、地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めることが追加された。</p> <p>今回、平成25年3月末現在の地方公共団体における発災時の広域避難に係る手順等の策定状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>① 調査した44都道府県のうち、大規模災害発生時に広域避難が必要となるとしている</p>	<p>図表2-(3)-ウ-①（再掲）、④</p> <p>図表2-(3)-ウ-①（再掲）</p>

<p>ものは33都道府県(75.0%)となっている。</p>	
<p>実地調査した29都道府県及び168市町のうち、大規模災害の発生により広域避難が必要になるとしているものは26都道府県(89.7%)及び95市町(56.5%)となっている。</p>	<p>図表2-(3)-ウ-⑤</p>
<p>広域避難が必要になるとしている26都道府県全てで、他の都道府県との間において、被災者を一時的に受け入れるための施設の提供やあっせん等、避難者の受入れのための相互応援協定を締結している。また、広域避難が必要になるとしている95市町のうち88市町(92.6%)で、他の都道府県の管内にある市町村との間において、同様の相互応援協定を締結している。</p>	<p>図表2-(3)-ウ-⑥</p>
<p>しかし、広域避難が必要になるとしている26都道府県及び95市町のうち21都道府県(80.8%)及び71市町(74.7%)では、大規模災害発生時における広域避難者数の想定を行っていない。</p>	<p>図表2-(3)-ウ-⑤(再掲)</p>
<p>② 実地調査した29都道府県及び168市町における広域避難に係る手順等の策定状況を見ると、同手順を策定しているものは、広域避難が必要になるとしている26都道府県及び95市町のうち6都道府県(23.1%)及び4市町(4.2%)となっている。</p>	<p>図表2-(3)-ウ-⑦</p>
<p>広域避難に係る手順等を定めていない20都道府県では、その理由について、i) 広域避難者数や避難所収容人員を算定する必要があるが、その算定に当たっては、関係地方公共団体と調整すべき内容が多いため、ii) 地域防災計画に新たに盛り込んだ事項であり、今後、検討することとしているためなどとしている。</p>	<p>図表2-(3)-ウ-⑧</p>
<p>また、広域避難に係る手順等を定めていない91市町では、その理由について、i) 被害想定を策定中であり、被害想定を踏まえて、近隣地方公共団体と調整する必要があるため、ii) 避難所運営管理マニュアルの作成等、他の業務を優先しているためなどとしている。</p>	
<p>③ 実地調査した地方公共団体では、広域避難に係る手順等の策定に当たっては、i) 移動手段の確保が必要である、ii) 避難者数の想定が困難である、iii) 受入側との調整や受入先の確保が必要であると、国に対し、i) 広域避難の場合、市町単独では十分な活動ができないことが予想されるため、広域避難の際の国及び都道府県の役割分担を事前に明らかにしたガイドライン等を作成してほしい、ii) 広域避難の際の具体的な避難方法・受入方法を含めた手順等を作成するノウハウがないことから、他の地方公共団体の先進的な取組を情報提供してほしいなどの意見・要望が聴かれた。</p>	<p>図表2-(3)-ウ-⑨ 図表2-(3)-ウ-⑩</p>
<p>④ 広域避難に係る手順等を策定している6都道府県及び4市町では、県が作成した広域避難に係る基本方針において、i) 避難元市町村は市町村域を越えて避難する住民の概数を把握すること、ii) 避難先市町村は避難施設を選定・開設し、受け入れた避難者に対し、毛布、食料、その他生活物資を提供すること、iii) 県は市町村の要請に基づき、避難者受入れに関し、受入市町村の決定や情報提供等を実施することなど、広域避難に当たって避難元市町村、避難先市町村及び県の具体的な取組を記載している例がみられた。また、市が隣接する県外の市と締結した協定において、i) 広域避難を行う区域や避難者の受入施設を定めるとともに、ii) 避難元市が避難先市に対し明示する情報の内容など、広域避難に当たって、避難元市と避難先市の具体的な取組</p>	<p>図表2-(3)-ウ-⑪</p>

<p>等を記載している例がみられた。</p> <p>さらに、実地調査した 29 都道府県及び 168 市町では、県、県内の避難元市町及び避難先市町の担当者による南海トラフ巨大地震を想定した広域避難に係る計画を取りまとめるための研究会を開催し、広域避難に係る課題の抽出や対応策の検討を行っている例もみられた。</p> <p>⑤ 地方公共団体における広域避難に係る手順等については、内閣府において、その策定の推進を図ることとしているが、広域避難に係る手順等は、地方公共団体の地域特性や災害特性により異なることから、どのような内容を定めるべきかは、各地方公共団体が検討すべき事項であるとして、地方公共団体に対し、特段の支援は行っていない。内閣府では、現在、全国知事会が設置した広域応援推進検討ワーキンググループにおいて、広域避難に係る具体的な運用等の検討を行っており、今後、この検討結果に基づき、策定の推進が見込まれるとしている。</p>	<p>図表 2-(3)-ウ-⑫</p>
--	---------------------

図表 2 - (3) - ウ - ① 防災基本計画等における広域避難に関する規定

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
災害対策 基本法	(平成 24 年 6 月新設)	<p>○ 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、<u>被災住民</u>の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、当該被災住民の受入れについて、当該他の市町村の市町村長に協議することができる。（第 86 条の 8 第 1 項）</p> <p style="text-align: right;">（平成 25 年 6 月改正）</p>
	(平成 24 年 6 月新設)	<p>○ 第一項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、広域一時滞用の用に供するため、受け入れた被災住民に対し<u>避難所</u>を提供しなければならない。（第 86 条の 8 第 3 項）</p> <p style="text-align: right;">（平成 25 年 6 月改正）</p>
	(平成 24 年 6 月新設)	<p>○ 第一項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき<u>避難所</u>を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。（第 86 条の 8 第 4 項）</p> <p style="text-align: right;">（平成 25 年 6 月改正）</p>
	(平成 24 年 6 月新設)	<p>○ 協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知しなければならない。（第 86 条の 8 第 5 項）</p>
	(平成 24 年 6 月新設)	<p>○ 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。（第 86 条の 8 第 6 項）</p>
	(平成 24 年 6 月新設)	<p>○ 第一項の場合において、協議元市町村長</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>(平成 24 年 6 月新設)</p>	<p>は、広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。(第 86 条の 8 第 7 項)</p> <p>○ 前条第一項に規定する場合において、市町村長は、都道府県知事と協議を行い、被災住民について他の都道府県の区域における一時的な滞在（以下「都道府県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。(第 86 条の 9 第 1 項)。</p> <p>○ 前項の規定による要求があつたときは、都道府県知事は、被災住民の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。(第 86 条の 9 第 2 項)。</p> <p>○ 都道府県知事は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。(第 86 条の 9 第 3 項)</p> <p>○ 第二項の場合において、協議を受けた都道府県知事（以下この条において「協議先都道府県知事」という。）は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。(第 86 条の 9 第 4 項)</p> <p>○ 前項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域一時滞用の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。(第 86 条の 9 第 5 項) (平成 25 年 6 月改正)</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>(平成 24 年 6 月新設)</p>	<p>○ 第四項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。(第 86 条の 9 第 6 項) (平成 25 年 6 月改正)</p> <p>○ 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を協議先都道府県知事に報告しなければならない。(第 86 条の 9 第 7 項)</p> <p>○ 協議先都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を第二項の規定により協議した都道府県知事（以下この条において「協議元都道府県知事」という。）に通知しなければならない。(第 86 条の 9 第 8 項)</p> <p>○ 協議元都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。）に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。(第 86 条の 9 第 9 項)</p> <p>○ 都道府県外協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。(第 86 条の 9 第 10 項)</p> <p>○ 第一項の場合において、都道府県外協議元市町村長は、都道府県外広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。(第 86 条の 9 第 11 項)</p> <p>○ 協議元都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するととも</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>(平成 24 年 6 月新設)</p>	<p>に、内閣総理大臣に報告しなければならない。(第 86 条の 9 第 12 項)</p> <p>○ 協議先都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長に通知しなければならない。(第 86 条の 9 第 13 項)</p> <p>○ 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第六項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。(第 86 条の 9 第 14 項)</p> <p>○ 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が<u>第八十六条の八第一項及び第五項から第七項までの規定により実施すべき措置</u>（同条第六項及び第七項の規定による報告を除く。）の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。(第 86 条の 10 第 1 項) (平成 25 年 6 月改正)</p> <p>○ 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、<u>第八十六条の九第一項</u>の規定による要求がない場合であつても、同条第二項の規定による協議をすることができる。(第 86 条の 11) (平成 25 年 6 月改正)</p> <p>○ 都道府県知事は、市町村長から求められたときは、<u>第八十六条の八第一項</u>の規定による協議の相手方その他広域一時滞在に関</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>(平成 24 年 6 月新設)</p> <p>(平成 25 年 6 月新設)</p>	<p>する事項について助言をしなければならない。(第 86 条の 12 第 1 項) (平成 25 年 6 月改正)</p> <p>○ 内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、<u>第八十六条の九第二項</u>の規定による協議の相手方その他都道府県外広域一時滞在に関する事項又は広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。(第 86 条の 12 第 2 項) (平成 25 年 6 月改正)</p> <p>○ 内閣総理大臣は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在又は都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第八十六条の八第一項及び第五項から第七項までの規定により実施すべき措置の全部若しくは一部を当該市町村長に代わつて実施し、又は当該都道府県の知事が第八十六条の十一前段並びに第八十六条の九第八項並びに第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第八十六条の九第九項及び第十一項の規定により実施すべき措置(第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第八十六条の九第九項及び第十一項の規定による報告を除く。)の全部若しくは一部を当該都道府県知事に代わつて実施しなければならない。(第 86 条の 13 第 1 項)</p>
防災基本計画	<p>第 2 編 地震災害対策編 第 1 章 災害予防 第 2 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 2 災害応急体制の整備関係</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 ○ 国及び地方公共団体等は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要な施設等の相互利用等に関する応援体制の</p>	<p>第 2 編 地震災害対策編 第 1 章 災害予防 第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(5) 防災関係機関相互の連携体制 ○ 国、地方公共団体等は、食料、<u>飲料水</u>、生活必需品、医薬品、血液製剤、<u>燃料</u>及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要な施設等の相互利用等に関する応</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>充実に努めるものとする。</p> <p>5 避難収容活動関係 (1) 避難誘導 (平成 24 年 9 月新設)</p> <p>第 2 章 災害応急対策 第 5 節 避難収容活動 3 応急仮設住宅等 (3) 広域的避難収容</p> <p>○ 被災都道府県は、被災者の避難、収容状況等にかんがみ、被災都道府県の区域外への広域的な避難、収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、又は避難収容関係省庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。</p> <p>(平成 24 年 9 月新設)</p> <p>(平成 24 年 9 月新設)</p> <p>(平成 24 年 9 月新設)</p>	<p>援体制の充実に努めるものとする。 (平成 23 年 12 月及び 24 年 9 月修正)</p> <p>5 避難収容及び情報提供活動関係 (1) 避難誘導</p> <p>○ 地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>第 2 章 災害応急対策 第 5 節 避難収容及び情報提供活動 4 広域一時滞在</p> <p>○ 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。 (平成 23 年 12 月及び 24 年 9 月修正)</p> <p>○ 都道府県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞のため要求を当該市町村に代わって行うものとする。</p> <p>○ 国は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとする。また、都道府県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。</p> <p>○ 市町村は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞用の用にも供することについて</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>○ 非常本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとする。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するものとする。また、要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとする。</p> <p>○ 避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁、被災都道府県等は、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。</p>	<p>ても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p>(同左)</p> <p>○ 避難収容関係省庁、緊急輸送関係省庁、被災都道府県等は、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。 (平成 24 年 9 月修正)</p>
消防庁防災業務計画	<p>第2編 防災に関しとるべき措置（基本対策編）</p> <p>第1章 防災体制 第2節 地方公共団体における防災体制 3 広域的な防災体制 (2) 広域防災応援体制</p> <p>○ 物資の備蓄、職員の派遣、施設の利用等に関する広域防災応援協定の締結を促進するとともに、広域的な応援が迅速かつ効率的に実施できる体制の整備を進めること。</p> <p>第4章 災害予防 第8節 災害の未然防止及び災害応急対策への備え 7 避難収容体制の整備</p> <p>(平成 24 年 11 月新設)</p> <p>第5章 災害応急対策</p>	<p>第II部 消防庁における防災に関しとるべき措置</p> <p>第1編 基本対策編 第1章 防災体制 第2節 地方公共団体における防災体制 3 広域的な防災体制 (2) 広域防災応援及びその受入れ体制</p> <p>○ 物資の備蓄、職員の派遣、施設の利用、<u>広域一時滞在等</u>に関する広域防災相互応援協定の締結を促進するとともに、広域的な応援及びその受入れが迅速かつ効率的に実施できる体制の整備を進めること。<u>この際、都道府県の区域を超えた災害時の相互応援協定の締結及び受援計画等の策定に留意すること。</u>(平成 24 年 2 月及び同年 11 月修正)</p> <p>第3章 災害予防 第7節 災害の未然防止及び災害応急対策への備え 7 避難収容体制の整備 (4) 広域一時滞在への備え</p> <p>○ 災害時における広域一時滞在を円滑に実施するため、受入れ可能な避難所又はホテル、旅館などのリストの整備、被災住民の移動手段の確保などについて助言等を行う。また、広域一時滞在中・長期間にわたることも想定した対策を講じるよう必要に応じ助言等を行う。</p> <p>第4章 災害応急対策</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>第4節 災害応急対策の実施 6 避難収容活動の実施 (2) 広域的な避難収容の推進</p> <p>○ <u>大規模災害等により大量の避難者が生じ、広域的に避難収容対策を実施する必要がある場合には、関係地方公共団体、政府本部及び関係省庁と連携を図りつつ、公共宿泊施設等避難収容施設の確保を図るとともに、住民転出転入手続きの円滑化、現地における避難収容施設入居の受付窓口の設置等広域的な避難収容の円滑な実施を促進する。</u></p> <p>第4編 地域防災計画の作成の基準（基本対策編）</p> <p>第4章 防災体制 第2節 広域的な防災体制</p> <p>○ 大規模災害、特殊な災害等に対処するため、災害の種類、規模、態様に応じ、次のような広域的な防災体制について定めること。</p> <p>(2) 広域防災応援体制</p> <p>○ 広域防災応援協定等に基づき、物資の備蓄、職員の派遣、施設の利用等に関する広域応援を迅速かつ効率的に機能させるための方策に関する事項</p> <p>第6章 災害予防 第8節 災害の未然防止及び災害応急対策への備え 6 避難収容体制の整備</p> <p>(平成24年11月新設)</p> <p>第7章 災害応急対策 第4節 災害応急対策の実施 5 避難収容活動</p>	<p>第3節 災害応急対策の実施 6 避難収容活動の実施 (2) 広域一時滞在の推進</p> <p>○ <u>広域一時滞在对策を実施する必要がある場合には、関係地方公共団体、政府本部、関係省庁、総務省内部部局及び関係団体と連携を図りつつ、公共宿泊施設等広域一時滞在施設の確保を図るとともに、住民転出転入手続きの円滑化、現地における広域一時滞在施設入居の受付窓口の設置等広域一時滞在の円滑な実施を促進する。</u> (平成24年11月修正)</p> <p>第Ⅲ部 地方公共団体における地域防災計画の作成の基準 第1編 基本対策編 第4章 防災体制 第2節 広域的な防災体制</p> <p>○ 大規模災害、特殊な災害等に対処するため、災害の種類、規模、態様に応じ、次のような広域的な防災体制について定めること。</p> <p>(2) 広域防災応援及びその受入れ体制</p> <p>○ 広域防災応援協定等に基づき、物資の備蓄、職員の派遣、施設の利用、<u>広域一時滞在等に関する広域応援及びその受入れ</u>を迅速かつ効率的に機能させるための方策（<u>受援計画の策定を含む</u>）に関する事項 (平成24年2月及び11月修正)</p> <p>第6章 災害予防 第8節 災害の未然防止及び災害応急対策への備え 6 避難収容体制の整備 (3) 広域一時滞在对策</p> <p>○ 市町村の区域を越えた避難が必要となる場合に備えた広域一時滞在に係る事項について定めること。 他の地方公共団体からの被災住民の受入れを要請される場合に備え、受入れ可能な施設などについて定めること。</p> <p>第7章 災害応急対策 第3節 災害応急対策の実施 5 避難収容活動</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	○ 適切な避難収容活動を実施するため、次の事項について定めること。 国、他の地方公共団体との連携等による <u>広域的避難</u> に関すること。	○ 適切な避難収容活動を実施するため、次の事項について定めること。 国、他の地方公共団体との連携等による <u>広域一時滞在施設の確保及びその円滑な実施</u> に関すること。(平成 24 年 11 月修正)

- (注) 1 防災基本計画等に基づき当省が作成した。なお、防災基本計画については、「東日本大震災前」は平成 20 年 2 月に修正された同計画、「東日本大震災後」は 23 年 12 月及び 24 年 9 月に修正された同計画を基に、「地震災害対策編」の記載によった。また、消防庁防災業務計画の「東日本大震災前」は平成 21 年 3 月に修正された同計画、「東日本大震災後」は 24 年 2 月及び同年 11 月に修正された同計画の記載によった。
- 2 下線は、東日本大震災後の修正箇所を示す。

図表 2 - (3) - ウ - ② 東日本大震災における広域避難に関する教訓

区 分	内 容
防災対策推進検討会議	○ 市町村や県を越える避難が必要となったが、そのような避難を想定した備えが十分ではなく、他の地方公共団体による避難者の受け入れや広域避難者に対する支援の実施までに時間を要した。円滑な広域避難に資するため、都道府県が、広域避難に関する指示・調整を行うことができる仕組みの確立を図ることが必要である。
宮 城 県	○ 県内陸部の広域避難先の宿泊施設を福祉避難所に指定し、介護職員の派遣や避難環境の整備を行うことで、広域な災害時要援護者の避難環境向上のための支援が行われた。県は、福祉避難所の指定に関する助言や災害救助法の認定のための手続きを行った。今後は、今回のように複数の市町村が大きな被害を受けた場合に備え、県は、各市町村内の福祉避難所の指定に関する助言だけでなく、市町村境界を超えた福祉避難所の指定や相互応援に関する協定についても検討していくことが望まれる。ただし、要援護者が遠隔地に避難した場合の家族の避難場所に留意し、災害時要援護者が単独で遠隔地に避難した場合に、家族が福祉避難所に対して要援護者の支援を全て任せてしまい、避難所が解消される際に戻る場所がなくなってしまうことがないような計画づくりが望まれる。
福 島 県	○ 住民を広域避難させるための移動手段であるバスの調達に困難を極めた。このため、市町村間を越える避難を行う場合、要請により県が受入先の市町村との調整を実施する。
宮 城 県 東 松 島 市	○ 指定避難所は宮城県沖連動型地震による津波を想定して指定していたため、今回の津波により被災し、使用できなくなったところが多かった。避難者全員を市内の避難所に収容できないことから、隣接する松島町及び美里町の協力を得て市外にも避難所を開設した。さらに、生活環境が整っていない避難所生活が長期化すると、避難者の健康を損なうおそれがあることから、大崎市の協力を得て、大崎市の鳴子温泉の宿泊施設を二次避難所にした。 再度、同じような災害があった場合に備えて、近隣市町に避難所を確保しておくこと及び避難の長期化に備えて二次避難場所を想定しておかなければならないことを痛感した。 このため、今後の災害に備えて、当市からの申し入れにより、避難者を受け入れていただいた松島町、美里町及び大崎市との災害時相互応援協定を、平成 24 年にそれぞれ締結した。

- (注) 1 「防災対策推進検討会議」の教訓は、防災対策推進検討会議資料に基づき当省が作成した。
- 2 地方公共団体の教訓は、当省の被災地調査の結果による。

図表 2 - (3) - ウ - ③ 防災対策推進検討会議最終報告 (平成 24 年 7 月 31 日) (広域避難関係抜粋)

<p>第 3 章 今後重点的に取り組むべき事項～防災政策の基本原則を踏まえて～</p> <p>第 1 節 災害から生命を守り、被災者の暮らしを支え・再生する取組</p> <p>(1) 災害から生命を守るための初動対応</p>
--

<p>(略)</p> <p>③ 安全で確実な避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ 住民の広域的な避難が必要な場合等に備えて、災害の種類ごとの避難の時間的余裕も考慮しつつ、公共交通機関、貸切バス、自家用車、船舶等の使用を含めた移動方法について、地方公共団体は避難計画等に明記すべきである。 ○ (略) <p>(2) 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細かな支援</p> <p>(略)</p> <p>④ 広域避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ <u>広域での被災住民の受入れが円滑に行われるよう、市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ手続、都道府県・国による調整手続を災害対策基本法に規定したことを受け、災害時要援護者対策も含め、災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、各行政主体が具体的に避難先の想定、受入れ方法の検討、手順のマニュアル化等を実施すべきである。</u> ○ <u>広域避難における被災者の移動手段を迅速に確保するため、各行政主体が具体的な移動方法を避難計画等に定めるべきである。また、行政主体が運送事業者に被災者の運送を要請できる権限や、事態に応じて都道府県や国がプッシュ型で対応する権能についても、法的位置付けを検討すべきである。</u>
--

(注) 下線は当省が付した。

図表 2 - (3) - ウ - ④ 災害対策基本法に基づく広域避難の際の国及び地方公共団体の役割

区 分	都道府県内の市町村域を越える広域避難	都道府県域を越える広域避難
被災市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災住民の受入れについて、他の市町村の市町村長に協議（第 86 条の 8 第 1 項） ・ 協議前に都道府県知事に報告（第 86 条の 8 第 2 項） ・ 避難所の通知を受けたときに公示し、都道府県知事に報告（第 86 条の 8 第 6 項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県知事に対し、他の都道府県の知事と被災住民の受入れについて協議することを求めることができる（第 86 条の 9 第 1 項）
避難先市町村（都道府県内）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定・通知（第 86 条の 8 第 3 項及び同条第 4 項） 	—
被災都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行（第 86 条の 10 第 1 項） ・ 市町村長から求められたときは、協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について助言（第 86 条の 12 第 1 項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村長の要求があったときは、都道府県知事は、被災住民の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議（第 86 条の 9 第 2 項） ・ 上記の協議をしようとするときは、内閣総理大臣に報告（第 86 条の 9 第 3 項） ・ 災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、市町村長から都道府県外広域一時滞の協議の要求がない場合であっても、協議をすることができる（第 86 条の 11）
避難先都道府県	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災都道府県から協議を受けた都道府県知事は被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議（第 86 条の 9 第 4 項）

区 分	都道府県内の市町村域を越える広域避難	都道府県域を越える広域避難
避難先市町村（都道府県外）	—	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県から被災住民の受入れについて協議を受けた市町村長は被災住民を受け入れ（都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供）（第86条の9第5項） 都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定・通知（第86条の9第6項）
国	<ul style="list-style-type: none"> 内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行（第86条の13第1項） 	<ul style="list-style-type: none"> 内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、協議の相手方その他都道府県外広域一時滞在に関する事項又は広域一時滞在に関する事項について助言（第86条の12第2項） 内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行（第86条の13第1項）

（注）災害対策基本法に基づき当省が作成した。

図表2-(3)-ウ-⑤ 実地調査した29都道府県及び168市町における広域避難の必要の有無及び避難者数の想定の有無

（単位：都道府県、市町、％）

区 分	広域避難が必要になるとしているもの			広域避難は不要としているもの	合計
	避難者数の想定有	避難者数の想定無	計		
都道府県	5 (19.2)	21 (80.8)	26 (89.7)	3 (10.3)	29 (100)
市 町	24 (25.3)	71 (74.7)	95 (56.5)	73 (43.5)	168 (100)

（注）1 当省の調査結果による。

2 「避難者数の想定有」及び「避難者数の想定無」欄の割合は、広域避難が必要になるとしている都道府県の計に対する割合を示す。

図表2-(3)-ウ-⑥ 広域避難が必要となるとしている26都道府県及び95市町における他の都道府県又は他の都道府県の管内にある市町村との相互応援協定の締結状況

（単位：都道府県、市町、％）

区 分	締結済み	未締結	計
都道府県	26 (100)	0 (0.0)	26 (100)
市 町	88 (92.6)	7 (7.4)	95 (100)

（注）当省の調査結果による。

図表2-(3)-ウ-⑦ 広域避難が必要となるとしている26都道府県及び95市町における広域避難に係る手順等の策定状況

（単位：都道府県、市町、％）

区 分	策定済み	未策定	計
都道府県	6 (23.1)	20 (76.9)	26 (100)
市 町	4 (4.2)	91 (95.8)	95 (100)

（注）当省の調査結果による。

図表 2 - (3) - ウ - ⑧ 広域避難に係る手順等を定めていない 20 都道府県及び 91 市町における、その主な理由

i) 都道府県

類 型	内 容
他の地方公共団体と協議中又は調整が必要	○ 被害想定の見直し結果に基づく広域避難者数や避難所収容人員を算定する必要があるが、その算定に当たっては、関係地方公共団体と調整すべき内容が多いため。
	○ 広域避難をする基準や移動手段を検討する必要がある、また他の都道府県と調整すべき事項があるため。
	○ 管内市町村の担当者とともに検討会を開催し、協議中であるため。
被害想定を踏まえ検討	○ 被害予測を調査中であり、被害予測調査結果や先進都道府県の例を参考に、必要に応じ、今後、対応することとしているため。
	○ 東日本大震災を踏まえ、本都道府県の地震被害想定調査報告書及び津波浸水予測図を見直し中であり、その結果を踏まえ、必要性を検討することとしているため。
	○ 平成 25 年 6 月を目途に被害想定を取りまとめることから、25 年度以降、南海トラフ大地震対策の推進体制として、本都道府県内市町と広域避難施設の選定などに関する「広域防災・減災対策検討協議会」を設けて検討することとしており、その中で、まずは広域避難に係る場所等を決め、その後マニュアルの作成等も含め、検討していきたいと考えているため。
	○ 原子力災害及び火山災害に係る広域避難計画については、基本的には本都道府県域内での避難を想定しており、都道府県域を越えるとなると全国的な調整が必要であり、また、内閣府の新たな地震被害想定が後ろ倒しとなっており、それ次第で本都道府県の計画も変更もあり得るため。
地域防災計画に新規に盛り込まれた事項であり、今後検討	○ 地域防災計画に新規に盛り込んだ事項であり、今後の検討課題であるため。
	○ 防災基本計画の修正を踏まえ、今後、広域避難について、地域防災計画への掲載を検討することとしており、マニュアル作成は今後の課題と考えているため。
他の課題への対応を優先	○ 避難場所の確保及び避難者の輸送の問題に苦慮しているため、具体的な検討まで進んでいない状況であるため。
市町村の事務	○ 避難及び避難者の受入れについては市町村の事務であるため。

(注) 当省の調査結果による。

ii) 市町

類 型	内 容
他の地方公共団体等と協議中又は調整が必要	○ 避難元市町村と避難先市町村との間で調整が必要であり、単独で広域避難に係る手順を策定することは困難であるため。
	○ 災害により被害のケースが様々考えられるとともに、他の地方公共団体との協議・調整が必要であるため。
	○ 市域を越える避難所への避難や受入れについては、都道府県が全体のバランスを考慮する必要がある、市単独で当該マニュアル等を作成することは困難と考えているため。
	○ 協定締結の他市町との調整が必要であり、今後、大規模災害発生に備えた協定に基づく対応等について検討することとしているため。
	○ 他の地方公共団体との協定を締結しておらず、住民の輸送先及び輸送手段等も未確定であり、また、策定に当たって、ノウハウや人員が不足しているため。
	○ 都道府県内の市町村及び他の都道府県の管内の市町村とのマッチングの調整、バス、鉄道、船舶等の移送手段や高速道路等の避難路などについての関係機関との調整が必

類 型	内 容
	要であるため。
被災状況によ って対応が異 なるため想定 が困難	○ 本町から協定締結先へ住民を送り出す場合、被災状況によって経路や手段が異な ってくるため。 ○ 災害の種別、状況、規模により想定される避難者数が把握できないため。 ○ 東日本大震災のような大災害が生じた場合の対応を想定するのは困難であるため。
現行の協定等 により対応	○ 現行の相互応援協定や地域防災計画の定めによることにしているため。 ○ 市町村区域を超える避難が必要な場合は、現在締結している相互応援協定での対応 を考えており、都道府県外に避難する必要性については、実現可能性は高くないと考 えているため。
避難所運営管 理マニュアル の作成等他の 業務を優先	○ 現在、市内の避難所を対象とした施設の種類ごとの避難所の開設や運営に係るマニ ュアルを策定中であり、同マニュアル策定後に検討を進めていく予定としているため。 ○ 広域避難に係る手順等を作成する体制を確保する余裕がないため。 ○ 避難所運営に係るマニュアルを作成した後に作成を検討することとしているため。
被害想定や地 域防災計画の 見直し等を踏 まえて検討	○ 被害想定を策定中であり、被害想定を踏まえて、近隣地方公共団体と調整しながら 検討していくこととしているため。 ○ 現在、防災アセスメントによる被害想定を行っているところであり、その結果を踏 まえて避難者数の想定を行うこととしているため。 ○ 本市の被害想定の見直し等を行った上で、協定の締結先の市町村とも協議する必要 があるため。 ○ 県の被害想定が変わる可能性があり、被害想定が公表された後に近隣の地方公共団 体と調整しながら検討していくこととしているため。 ○ 地域防災計画を策定中であり、今後その中で広域避難者数を想定することとしてい るため。
避難者の受入 れについての 検討を優先	○ 広域避難者の受入れのための想定を検討中であり、本市民の広域避難の検討に至っ ていない。 ○ 首都直下地震などによる他の都道府県からの被災者の受入れの方が、市民の市外へ の避難よりも優先され、その受入れの検討を行っているため。
広域避難を想 定していない	○ 大規模災害発生に伴う広域避難を想定していなかったため。 ○ これまで大規模災害を経験しておらず、市町村域や県域を越えた避難について検討 していなかったため。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (3) - ウ - ⑨ 実地調査した 29 都道府県及び 168 市町における広域避難に係る手順等の策定に当た
っての主な課題

i) 都道府県

類 型	内 容
移動手段の確 保が必要	○ 広域避難のための基準や移動手段、他の都道府県との調整が必要である。 ○ 移動、輸送手段として、陸路によるバス輸送を検討しているが、県内のバス事業者 も被災を免れないことから、輸送車両の不足が懸念される。
避難者数の想 定が困難	○ 想定される避難者数の特定が困難である。 ○ 広域避難者数の想定、避難方向、避難期間、費用負担などについて検討が必要であ る。
受入側との調 整、受入先の確 保が必要	○ 近隣の地方公共団体が同時に被災した場合、受入先が確保できるか予測が困難であ る。 ○ 事前の協力関係の構築、市町における体制整備、住民との合意形成等が必要である。

類 型	内 容
	○ 県域を超える広域避難時における他県との具体的調整事項のマニュアル化が必要である。
	○ 他の都道府県との協定が複数あり、また県内の各市町村においても、県外の市町村とそれぞれ協定を結んでいることから、大規模災害時にどの協定により、広域避難を実施するのかが不明確となっている。

(注) 当省の調査結果による。

ii) 市町

類 型	内 容
移動手段の確保が必要	○ バス、鉄道、船舶等の避難手段や高速道路等の避難路などについて、関係機関との調整が必要である。
	○ 広域避難に当たって、避難者の移動手段をどうするか、避難所の運営を誰が行うか等の調整が必要である。
	○ 広域避難の移動手段を確保する上で、バス事業者協会等と協定を締結することが考えられるが、地方公共団体によっては、バス事業者協会等が存在しない場合もあり、移動手段を確保することが困難である。
	○ 広域避難の実施を検討する場合、避難先までの交通手段を確保すること（特に、自動車を持たない住民、高齢者等の移動方法）、避難者の受入先をスムーズに確保することが必要である。
受入側との調整、受入先の確保が必要	○ 避難地・避難場所をどのように選定するのか、また、広域避難先での生活基盤をどう支援、確保するのか検討する必要がある。
	○ 広域避難については、避難先が特定の市町村に集中したり、避難元の市町村が分散して避難することがないように、都道府県が調整する必要がある。
	○ 広域避難者の受入れ等に当たっては、自町の地域住民や受入先の住民の理解が必要である。
住民の理解を得る必要	○ 広域避難は市域住民の一斉避難行動となるため、その避難方法、手段、周知についてより具体的なマニュアルが必要であり、また、市民の理解が求められる。
協定の締結先の選定	○ 想定する南海トラフ巨大地震が発生し、壊滅的な被害を被った場合は、近隣の地方公共団体も同様の状況であることが想定され、近隣の地方公共団体との広域避難に係る協定を締結した場合、当該協定が実効性のあるものかどうか疑問である。 また、一部の市町に協定の依頼が集中することも懸念され、具体的にどの市町と協定を結ばよいか分からない。
	○ 広域避難に係る協定締結について、近隣の地方公共団体との締結は、同時被災の可能性があり、遠方の地方公共団体との締結は、何らかの契機等がないと調整しにくい。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (3) - ウ - ⑩ 実地調査した 29 都道府県及び 168 市町における広域避難に係る手順等の策定に当たっての国への主な意見・要望

i) 都道府県

類 型	内 容
移送方法の整備	○ 大規模な広域避難については、都道府県が単独で移送方法等を整備するのは困難であるため、国で整備してほしい。
先進事例やガイドラインの提示	○ 過去に広域避難を必要とするほどの災害を被災した経験がなく、広域避難の際の具体的な避難方法・受入方法を含めた手順等を作成するノウハウがないことから、他の地方公共団体の先進的な取組や東日本大震災を踏まえた広域避難に係るノウハウについて情報提供してほしい。

類 型	内 容
	○ 広域避難に係るマニュアルの作成例など、先進的な地方公共団体の取組について情報提供してほしい。
	○ 市町村が域外の二次避難所への避難や受入れに係る手順、方法等を定めたマニュアルなどを作成する際に、モデルとなるマニュアルを作成し提示してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

ii) 市町

類 型	内 容
先進事例やガイドラインの提示	○ どのような事項を定めておくと広域避難の実効性が確保されるか、先進事例の提供やガイドラインの作成などの支援を行ってほしい。
	○ 広域避難が必要となる場合には、市単独では十分な活動ができないことが予想されることから、広域避難の際の国及び都道府県の役割分担を事前に明らかにし、当該役割分担を盛り込んだマニュアルを作成してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (3) - ウ - ① 広域避難に係る手順等を作成している例

地方公共団体名	内 容								
岐 阜 県	<p>○ 東日本大震災の被災地では、市町村域を越えた避難が多数行われ、避難者の把握、受入れについて多くの課題を残したことから、県では、東海・東南海・南海連動地震等の大規模広域災害に備え、県内の市町村域を越えた広域避難の際の県と県内市町村との役割分担について記載した基本方針を平成 24 年 3 月に作成した。</p> <p>表 広域避難の際の各主体の業務の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>業務の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難元市町村</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町村域を越えて避難する住民の概数把握 災害の態様、規模によって避難する先の誘導を行う必要がある場合、住民の避難誘導の実施及び避難に関する広報の徹底 効率的な避難を行うため、必要に応じ、避難者の輸送手段の確保を調整し、輸送を実施 災害時要援護者の避難状況の把握及び福祉施設等への入所の調整 自市町村内での受入れが不可能な場合、他の市町村へ避難した方が適切な場合等において、県への広域調整の要請 等 </td> </tr> <tr> <td>避難先市町村</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難元市町村からの避難行動が円滑に行える条件を備えた避難施設のうち広域避難に係る避難者を受け入れる施設を選定し速やかに開設 広域避難に係る避難者を避難所において受入れ避難者を把握 受け入れた避難者に対し、毛布、食料、その他生活物資を提供、避難所を運営 等 </td> </tr> <tr> <td>県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町村の要請に基づき、避難者受入れに関する調整（受入市町村の決定、情報提供等）の実施 避難元市町村に関する情報（被害状況、避難住民の概数、災害時要援護者対応等）を避難先市町村に対し提供 避難先市町村に関する情報（避難先市町村の受入状況、避難住民の概数、災害時要援護者対応等）を避難元市町村に対し提供 必要に応じ、避難元市町村、避難先市町村への職員の派遣 避難元市町村庁舎が被災し、又は避難元市町村職員が多数被災し、その </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	業務の概要	避難元市町村	<ul style="list-style-type: none"> 市町村域を越えて避難する住民の概数把握 災害の態様、規模によって避難する先の誘導を行う必要がある場合、住民の避難誘導の実施及び避難に関する広報の徹底 効率的な避難を行うため、必要に応じ、避難者の輸送手段の確保を調整し、輸送を実施 災害時要援護者の避難状況の把握及び福祉施設等への入所の調整 自市町村内での受入れが不可能な場合、他の市町村へ避難した方が適切な場合等において、県への広域調整の要請 等 	避難先市町村	<ul style="list-style-type: none"> 避難元市町村からの避難行動が円滑に行える条件を備えた避難施設のうち広域避難に係る避難者を受け入れる施設を選定し速やかに開設 広域避難に係る避難者を避難所において受入れ避難者を把握 受け入れた避難者に対し、毛布、食料、その他生活物資を提供、避難所を運営 等 	県	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の要請に基づき、避難者受入れに関する調整（受入市町村の決定、情報提供等）の実施 避難元市町村に関する情報（被害状況、避難住民の概数、災害時要援護者対応等）を避難先市町村に対し提供 避難先市町村に関する情報（避難先市町村の受入状況、避難住民の概数、災害時要援護者対応等）を避難元市町村に対し提供 必要に応じ、避難元市町村、避難先市町村への職員の派遣 避難元市町村庁舎が被災し、又は避難元市町村職員が多数被災し、その
区 分	業務の概要								
避難元市町村	<ul style="list-style-type: none"> 市町村域を越えて避難する住民の概数把握 災害の態様、規模によって避難する先の誘導を行う必要がある場合、住民の避難誘導の実施及び避難に関する広報の徹底 効率的な避難を行うため、必要に応じ、避難者の輸送手段の確保を調整し、輸送を実施 災害時要援護者の避難状況の把握及び福祉施設等への入所の調整 自市町村内での受入れが不可能な場合、他の市町村へ避難した方が適切な場合等において、県への広域調整の要請 等 								
避難先市町村	<ul style="list-style-type: none"> 避難元市町村からの避難行動が円滑に行える条件を備えた避難施設のうち広域避難に係る避難者を受け入れる施設を選定し速やかに開設 広域避難に係る避難者を避難所において受入れ避難者を把握 受け入れた避難者に対し、毛布、食料、その他生活物資を提供、避難所を運営 等 								
県	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の要請に基づき、避難者受入れに関する調整（受入市町村の決定、情報提供等）の実施 避難元市町村に関する情報（被害状況、避難住民の概数、災害時要援護者対応等）を避難先市町村に対し提供 避難先市町村に関する情報（避難先市町村の受入状況、避難住民の概数、災害時要援護者対応等）を避難元市町村に対し提供 必要に応じ、避難元市町村、避難先市町村への職員の派遣 避難元市町村庁舎が被災し、又は避難元市町村職員が多数被災し、その 								

地方公共 団体名	内 容
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 業務の円滑な実施が困難な場合、県が他の市町村に応援すべき事を指示するなどの調整を行い、広域避難に関する業務を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域避難が県内にとどまらず、県外に及ぶ場合、必要に応じ、避難先都道府県と調整を図り、円滑な広域避難を推進 等 </div> <p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>なお、県では、上記基本方針の趣旨を各市町村が作成している避難計画等に反映するよう求めており、基本方針については随時見直しを図っていくこととしている。</p>
兵庫 県 伊丹 市	<p>○ 市は、市内を流れる河川の橋が災害で渡れなくなった場合、一部地区において全ての避難者を当該地区の収容避難所だけでは収容できないおそれがあったことから、平成 18 年 12 月、隣接する県外の市との間で協定を締結している。</p> <p>当該協定では、①広域避難を行う区域や避難者の受入施設を定めるとともに、②避難元市は、広域避難の受入れを避難先市に要請する際に、避難先市に対し、災害状況、避難所開設理由、避難所開設日時・期間及び避難者数、避難元市が派遣する職員の職・氏名等を明示すること、③避難元市は避難所の運営に当たって、担当職員を派遣し避難者名簿の作成及びその管理を行うとともに、避難先市の職員と協力して避難所の健全な運営に努めること等とされている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (3) - ウ - ⑫ 広域避難に係る計画について検討を進めている例

地方公共 団体名	内 容
兵庫 県	<p>○ 県では、南海トラフ巨大地震が発生した場合、市域を越えた避難行動が必要な事態が想定されることから、広域的な避難に係る諸課題を整理・検討し、安全かつスムーズな広域避難計画を取りまとめるため、県、南海トラフ地震による津波被害が想定される市町及び内陸部（広域避難の受入側）の市町を構成員とする研究会を平成 25 年 2 月に設置して、広域的な連携を図っている。</p> <p>当該研究会では、広域避難に係る課題の抽出、整理と対応策の検討を行うとともに、平成 25 年度以降、避難対象者数、収容施設、避難手法及び手段等の調査、広域避難計画の取りまとめ、訓練の実施並びに関係市町相互による広域避難協定の締結を予定している。</p>

(注) 当省の調査結果による。